

（新型コロナウイルス感染症とは）

Q どのような症状ですか？

A 発症すると、発熱や咳などの呼吸器症状が認められています。

（予防）

Q どのように感染しますか？

A 感染経路は現在のところ調査中ですが、ウイルスに汚染された環境にふれることによる接触感染、患者の咳などでとんだ飛沫（しぶき）を吸い込むことによる飛沫感染が考えられています。

Q 感染しないようにするには、どうしたらよいですか？

A 一般的な衛生対策として、咳エチケット（※）や手洗いなどを行っていただくようお願いいたします。

また、十分な栄養と休養、人込みを避けるなども有効です。現時点では、新型コロナウイルスを予防するワクチンはありませんので、発熱や咳などの症状がある人との不必要な接触は避けましょう。接触をした場合は十分に手洗いをしましょう。

※咳エチケットとは

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/cover-cough/>

Q マスクをすれば感染を避けられますか？

A マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐという効果があり、基本的には咳やくしゃみがある人が使用するものです。

予防については、まずは、一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いいたします。

Q マスクのつけ方や外し方で気をつける点がありますか？

A 日常生活における予防は、ドラッグストアなどで購入できるサージカルマスクで対応可能です。マスクをつけたり外したりする際には、以下の点に気をつけましょう。

【マスクのつけ方】

- ・口と鼻の両方を確実に覆う
- ・ゴムひもを耳にかける
- ・鼻の部分に隙間ができたり、あごの部分が出たりしないよう、マスクを調節する

【マスクの外し方】

- ・マスク表面にはウイルスが付着している可能性があるため、ゴムバンドのみを持って外す
- ・マスクは1日1枚程度、交換する

(医療・検査)

【武漢市など中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がある場合】

Q 熱や咳の症状があり、新型コロナウイルスへの感染を心配しているが、どうしたらよいのでしょうか？

A 受診する医療機関について、最寄りの保健所等に相談してください。

新型コロナウイルス感染症にかかる保健所等の相談窓口

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

【武漢市など中国湖北省への渡航歴や患者との接触歴がない場合】

Q 湖北省ではありませんが中国から帰国しました。発熱や咳などの症状が出てきた場合、どこの医療機関に行ったらいいですか？

A 現時点で、流行が確認されている地域とされているのは、中国湖北省です。その他の地域からの渡航者については、医療機関の指定はありませんので、マスクを着用して受診してください。

Q 中国からの観光客と思われる方と接触しましたが、濃厚接触者になりますか？

A 国の届出基準では、確定患者との濃厚接触や、発症前14日以内に渡航地域に渡航又は居住していた方との濃厚接触があった場合に、感染を疑う対象となりますが、単に中国から来られた方との接触があったというだけでは感染を疑う対象とはなりません。

なお、濃厚接触とは以下の場合となります。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

新型コロナウイルス感染症の届出基準の掲載ページ

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/>

Q 咳の症状があり感染したか不安なので、検査をしてもらいたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A 新型コロナウイルスに感染しているかどうかの検査は、国が定めた要件に合致する場合には、国や都の機関で行っており、インフルエンザのように一般の医療機関で行うことはできません。国が定めた要件に条件に合った患者について、医療機関から保健所に連絡があり、保健所が必要と判断した場合に検査を行いますので、まずは医療機関を受診し相談してください。

Q 感染していないことの証明書を会社から求められた場合、どうすればよいでしょうか？

A 新型コロナウイルスに感染しているかどうかの検査は、国が定めた要件に合致する場合に、国や都の機関で行っており、インフルエンザのように一般の医療機関で行うことはできません。感染が疑われる特段の理由がなく、また症状もない状態で、感染がないことを確認するためだけに検査を受けることはできません。

(指定感染症とは)

Q 今回、新型コロナウイルス感染症は指定感染症となりましたが、どのような措置が取られるのでしょうか？

A 医師が新型コロナウイルス感染症と診断した場合、保健所に届出が提出され、保健所では、まん延を防止するために必要なときには、特定の業種に就くことを制限する「就業制限」や、感染症指定医療機関への「入院勧告」等の措置を行います。

Q 患者になったときには、どの医療機関で、どのような治療が受けられますか？

A 新型コロナウイルス感染症の患者となった場合、まん延防止の必要があるときには、保健所の指示に基づき、感染症対応の設備等が整った感染症指定医療機関に入院となります。その場合の医療費は、自己負担分を公費で負担する制度が適用されます。(世帯収入が一定の基準以下の方は、全額公費負担となります)

なお、現在、新型コロナウイルスに有効な抗ウイルス薬等はなく、対症療法が行われま

す。

参考

東京都感染症情報センター

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/2019-ncov/>

東京都福祉保健局

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shingatakorona.html>

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

内閣官房

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html